改正案	現行
<微生物等による化学物質の分解度試験>	<微生物等による化学物質の分解度試験>

I: 微生物による化学物質の分解度試験(301C 相当)

 $I - I \cdot I - \Pi$ (略)

I - Ⅲ 活性汚泥の調製

 $1 \sim 7$ (略)

8 活性汚泥の活性度の点検

<u>基準物質</u>を用いて少なくとも 3 ヶ月に 1 回定期的に活性度を点検する。試験法はI-IVに準ずる。特に、新旧活性汚泥を混合したときは、旧活性汚泥との関連性に留意する。

(略)

I -Ⅳ 試験方法

1 (略)

2 基礎培養基

JIS K0102-1:2023 の 18 で定められた組成のA液、B液、C液及びD液それぞれ 3ml に水を加えて 1L とする。

3 被験物質の添加及び試験の準備

次の試験容器(各 300ml)を準備し、これらを試験温度に調整する。なお、被験物質が水に試験濃度まで溶解しない場合は、可能な限り微粉砕したものを用い、溶媒や乳化剤は使用しない。

 $3-1 \cdot 3-2$ (略)

3-3 基礎培養基に<u>基準物質 (アニリン、酢酸ナトリウム又は安息香酸ナトリウム)</u>が 100mg/L となるように添加したものを入れた試験容器 1 個

3-4 (略)

4 活性汚泥の接種

3-2、3-3及び3-4の試験容器に <u>JIS K0102-1:2023 の 14.2</u>で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L になるように活性汚泥を接種する。ただし、3-2については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.0 に調整する。なお、活性汚泥は合成下水を添加してから $18\sim24$ 時間後のものを使用する。

5 (略)

6 試験結果の算出方法

6-1 試験条件の確認

試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が 20%未満であり、酸素消費量から求めた I-Wの3

I: 微生物による化学物質の分解度試験(301C 相当)

 $I - I \cdot I - \Pi$ (略)

I - Ⅲ 活性汚泥の調製

 $1 \sim 7$ (略)

8 活性汚泥の活性度の点検

標準物質を用いて少なくとも 3 ヶ月に 1 回定期的に活性度を点検する。試験法はI-IVに準ずる。特に、新旧活性汚泥を混合したときは、旧活性汚泥との関連性に留意する。

(略)

I -Ⅳ 試験方法

1 (略)

2 基礎培養基

JIS K0102-2016 の 21 で定められた組成のA液、B液、C液及びD液それぞれ3ml に水を加えて 1L とする。

3 被験物質の添加及び試験の準備

次の試験容器(各 300ml)を準備し、これらを試験温度に調整する。なお、被験物質が水に試験濃度まで溶解しない場合は、可能な限り微粉砕したものを用い、溶媒や乳化剤は使用しない。

 $3-1 \cdot 3-2$ (略)

3-3 基礎培養基にアニリンが 100mg/L となるように添加したものを入れた試験容器 1個

3-4 (略)

4 活性汚泥の接種

3-2、3-3及び3-4の試験容器に <u>JIS K0102-2016 の 14.1</u>で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L になるように活性汚泥を接種する。ただし、3-2については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.0 に調整する。なお、活性汚泥は合成下水を添加してから $18\sim24$ 時間後のものを使用する。

5 (略)

6 試験結果の算出方法

6-1 試験条件の確認

試験終了時の被験物質の分解度の最大値と最小値の差が 20%未満であり、酸素消費量から求めた I-IVの3

-3の<u>基準物質</u>の分解度が 7 日後に 40%を超えかつ 14 日後に 65%を超えるときは、この試験は有効とする。 $6-2\cdot 6-3$ (略)

I - V (略)

Ⅱ:微生物による化学物質の分解度試験(301F 相当)

 $\Pi - I \sim \Pi - \Pi \qquad (B)$

Ⅱ-IV 試験方法

 $1 \sim 3$ (略)

4 植種源の接種

 $3-1\sim3-3$ の試験容器に <u>JIS K0102-1:2023 の 14.2</u> で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L となるように植種源を接種する。ただし、3-1 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4 ± 0.2 に調整する。

試験容器を追加する場合は $3-5\sim3-9$ にも同様に植種源を接種する。ただし、 $3-5\sim3-9$ については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4 ± 0.2 に調整する。

5 • 6 (略)

 $\Pi - V$ (略)

-3の<u>アニリン</u>の分解度が 7 日後に 40%を超えかつ 14 日後に 65%を超えるときは、この試験は有効とする。 $6-2\cdot 6-3$ (略)

I - V (略)

Ⅱ:微生物による化学物質の分解度試験(301F 相当)

 $\Pi - I \sim \Pi - \Pi \qquad (\mathfrak{R})$

Ⅱ-IV 試験方法

 $1 \sim 3$ (略)

4 植種源の接種

 $3-1\sim3-3$ の試験容器に <u>JIS K0102-2016 の 14.1</u>で定められた懸濁物質濃度が 30mg/L となるように植種源を接種する。ただし、3-1 については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4 ± 0.2 に調整する。

試験容器を追加する場合は $3-5\sim3-9$ にも同様に植種源を接種する。ただし、 $3-5\sim3-9$ については必要な場合には接種の前に溶液の pH を 7.4 ± 0.2 に調整する。

5 • 6 (略)

II - V (略)

<魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験>

I:魚を用いた濃縮度試験(水暴露法)

 $I - I \cdot I - I$ (略)

I -Ⅲ 試験方法

1 (略)

2 試験に用いる装置及び材料

 $2-1 \cdot 2-2$ (略)

2-3 試験魚

2-3-1 魚種の選択

コイ又はメダカ(ミナミメダカ)が推奨されるが、試験法解説に示す他の魚種を使用してもよい。

 $2-3-2 \cdot 2-3-3$ (略)

3 試験の実施

 $3 - 1 \sim 3 - 4$ (略)

3-5 試験水濃度

3-5-1 急性毒性試験の実施 (LC50 測定)

本通知で定められた魚類毒性試験、<u>JIS K0102-5:2024 の 6.3</u>で定められた方法又は OECD テストガイドライン が得られている場合は実施しなくてもよい。

3 - 5 - 2 (略)

 $3 - 6 \sim 3 - 8$ (8)

 $4 \sim 6$ (略)

< 魚介類の体内における化学物質の濃縮度試験>

I:魚を用いた濃縮度試験(水暴露法)

 $I - I \cdot I - II$ (略)

I - Ⅲ 試験方法

1 (略)

2 試験に用いる装置及び材料

 $2-1 \cdot 2-2$ (略)

2-3 試験魚

2-3-1 魚種の選択

コイ又はメダカ(ヒメダカ)が推奨されるが、試験法解説に示す他の魚種を使用してもよい。

 $2-3-2 \cdot 2-3-3$ (略)

3 試験の実施

 $3 - 1 \sim 3 - 4$ (略)

3-5 試験水濃度

3-5-1 急性毒性試験の実施 (LC50 測定)

本通知で定められた魚類毒性試験、JIS K0102-2016 の 71.で定められた方法又は OECD テストガイドライン 203 203 で定められた方法に準じて急性毒性試験を実施する。ただし、被験物質の最大無影響濃度(NOEC)のデータ で定められた方法に準じて急性毒性試験を実施する。ただし、被験物質の最大無影響濃度(NOEC)のデータが得 られている場合は実施しなくてもよい。

3 - 5 - 2 (略)

 $3 - 6 \sim 3 - 8$ (略)

 $4 \sim 6$ (略)